

さぬき水田宮農だより

●発行日/平成18年9月25日
●発行/香川県水田農業振興協議会

●問合せ先/香川県農業協同組合中央会 TEL 087-825-2503
香川県農業協同組合農産課 TEL 087-818-4104
香川県農政水産部農業生産流通課 TEL 087-832-3418

米穀情勢

1 8年産米の販売と1 9年産米の生産に向けた取り組みについて

これからの米づくりは、「売れた量だけ、作る(作れる)」制度へ移行することとなり、産地間競争が一層熾烈化します。

こうした産地間競争に打ち勝つために、

- ・「JA香川米」に組み込み、より一層安心・安全な米づくりを目指す
「JA香川米」：毎年種子更新、生産履歴記帳、農産物検査受検の3要件をクリアしたお米
- ・大口需要先との安定的取引体制を築く
- ・地域ブランド米の安定的販路の定着化を図る

を重点的に取り組むことが必要です。

1. 主食うるち米

(1) 「さぬき米夢クラス」産地研修会開催(7月16~17日)

京阪神地域の大型米穀店11社で結成(平成15年)した同クラスの会員による産地視察研修会を開催し、18年産米の取扱いに向けた意見交換会を実施しました。

会員からは、一定の品質評価をいただきましたが、次のような意見が出されました。

- ・地域間で品質・食味にバラツキがある
- ・石など異物混入が多く、安心して使えない
- ・品質・食味本位の価格設定を検討すること

こうした意見から消費者が強く望むのは、第一に良食味であること、できれば天候にあまり左右されないことが重要です。次に品質にフレがないこと、個人ではなく集落など地域単位にまとまりのある均質・良食味米の栽培体制を確立しなければなりません。

(2) 「生産地と消費地を結ぶ交流会」参加(8月20日)

大阪市内のホテル会場に米穀店484社を招いた、意見交換会に参加しました。各米穀店から18年産の作柄や販売手法の変更点、また農政の転換による生産地の動向など幅広く質問が出されました。

2. 酒造用米

「第16回オオセト会」開催(8月4日)

大阪市内のホテルに灘・伏見の大手酒造メーカー(6社)を招いて県産酒米求評会(「第16回オオセト会」)を開催しました。

酒造メーカーからは、「オオセト」に対し、高い品質評価を得ており、強く作付け拡大が求められました。ただし、蛋白含有量を抑え、水管理を徹底して胴割米の混入を防止し、大粒で高品質米の提供が求められました。19年産では、900ha(18年産約800ha)を確保しましょう。

3. もち米の情勢

全国のもち米販売状況は、7月末現在で17年産販売予定数量の45%程度しか販売されていません。加えて、18年産の生産量増加(32.6万トン、17年産比115%)により、今後2年越しの販売が見込まれています。19年産以降は、大幅な生産抑制が必要です。



「さぬき米夢クラス」産地研修会(7月)



「生産地と消費地を結ぶ交流会」(8月)



「第16回オオセト会」(8月)

秋まき麦を作付けされる担い手の皆さんへ

品目横断的経営安定対策の 加入受付が始まりました

品目横断的経営安定対策とは…

- ◎稲・麦・大豆の担い手（認定農業者・特定農業団体等で一定規模以上の経営面積がある農業者）の経営の安定を図る施策です。
- 生産条件不利補正対策（諸外国との生産条件格差を補う対策）
 - ・過去の生産実績に基づく交付金（緑ゲタ）
 - ・毎年の生産量・品質に基づく交付金（黄ゲタ）
- 収入減少影響緩和対策（販売収入の減少を緩和する対策）
 - ・収入減少影響緩和交付金（ナラシ）



A1

香川農政事務所
(旧 食糧事務所)で
受け付けます。

A2

当初、提出して
いただくのは、
次の書類です。

Q1

受付はどこで
するのか？

Q2

どんな書類が
必要なんだ？



当初提出していただく書類

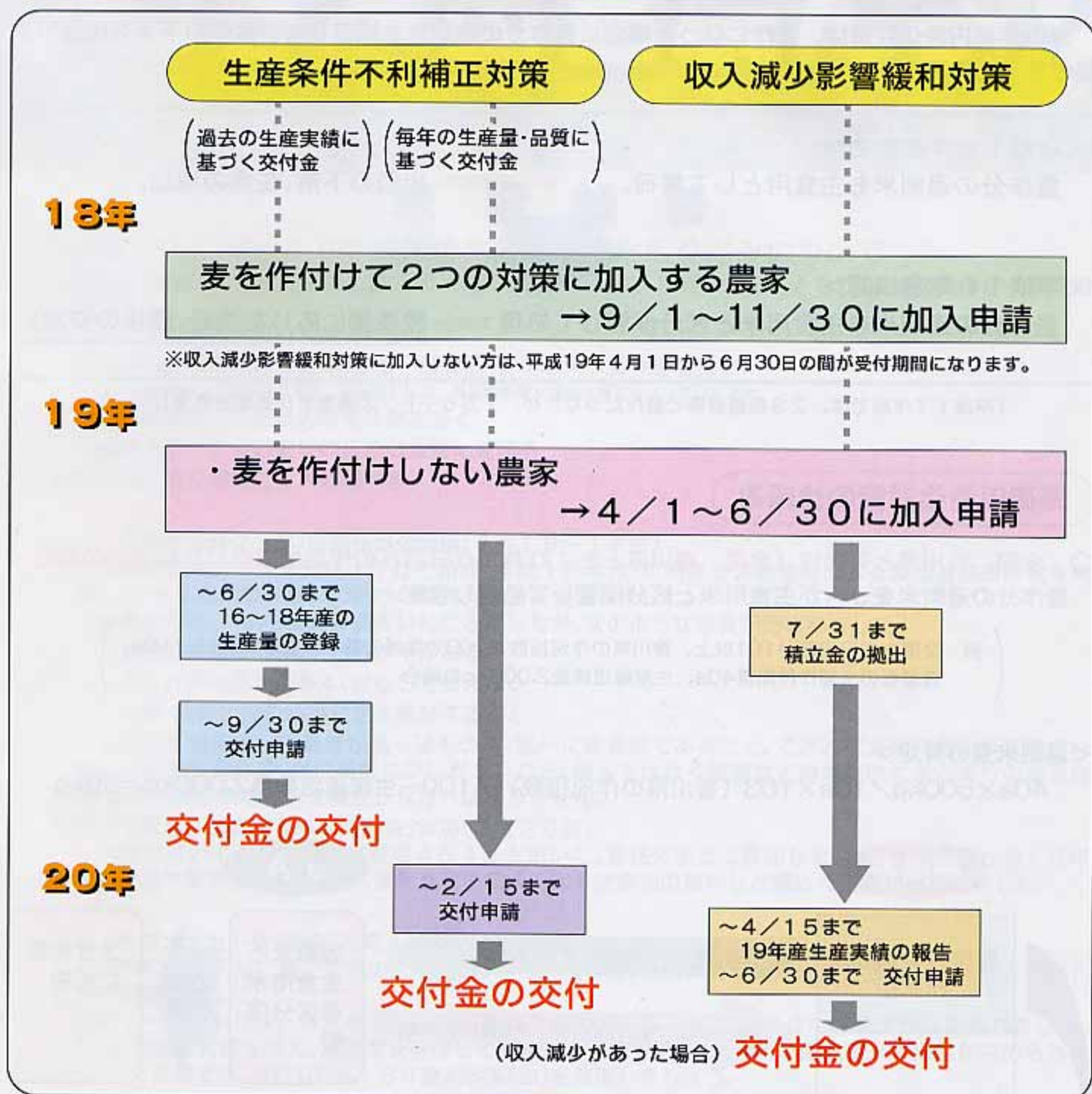
申込は
11月30日まで

- 「**加入申請書**」に次の書類を添付
 - ・認定農業者：市町村の認定書の写し
 - ・特定農業団体：市町村の認定書の写し及び特定農用地利用規程の写し、構成員一覧表
 - ・農作業受託組織：要件を満たしていることを証する書類、構成員一覧表
- 「**収入減少影響緩和交付金積立申出書**」

なお、品目横断的経営安定対策の加入申請等の手続については、JA等が申請事務・交付金の受領の代行を行うことができますので、お近くのJAにご相談ください。

事務事業の流れ

◇19年産の手続きは次のとおりです◇



19年産に加入していなくても、20年産以降加入することは可能です。

申請書類受付場所

(11月30日までの土日祝日を除いた毎日8:30~17:15)

香川農政事務所農政推進課	高松市天神前3-5	☎087-831-8151
香川農政事務所地域第一課	坂出市福江町2-2-3	☎0877-46-5144
香川農政事務所地域第二課	観音寺市植田町1217-7	☎0875-25-3191

※その他、農業改良普及センターにて出張窓口も開設しています。

(東讃：毎週火曜日、中讃：毎週水曜日、西讃：毎週木曜日 (いずれも、13:00~17:00))

米の集荷円滑化対策

米の集荷円滑化対策は、豊作になった場合に豊作分の過剰米を処理して、米価の下落を防止しようとするものです。

<平成15年産まで>

豊作分の過剰米も主食用として集荷。

→ 米価の下落、在庫の増加。



<平成16年産以降>

豊作分の過剰米を主食用米と区分保管して処理

→ 需要量に応じた生産、価格の安定。

(平成17年産では、23都道府県で豊作だったため、7万6千トンの過剰米が処理されました。)

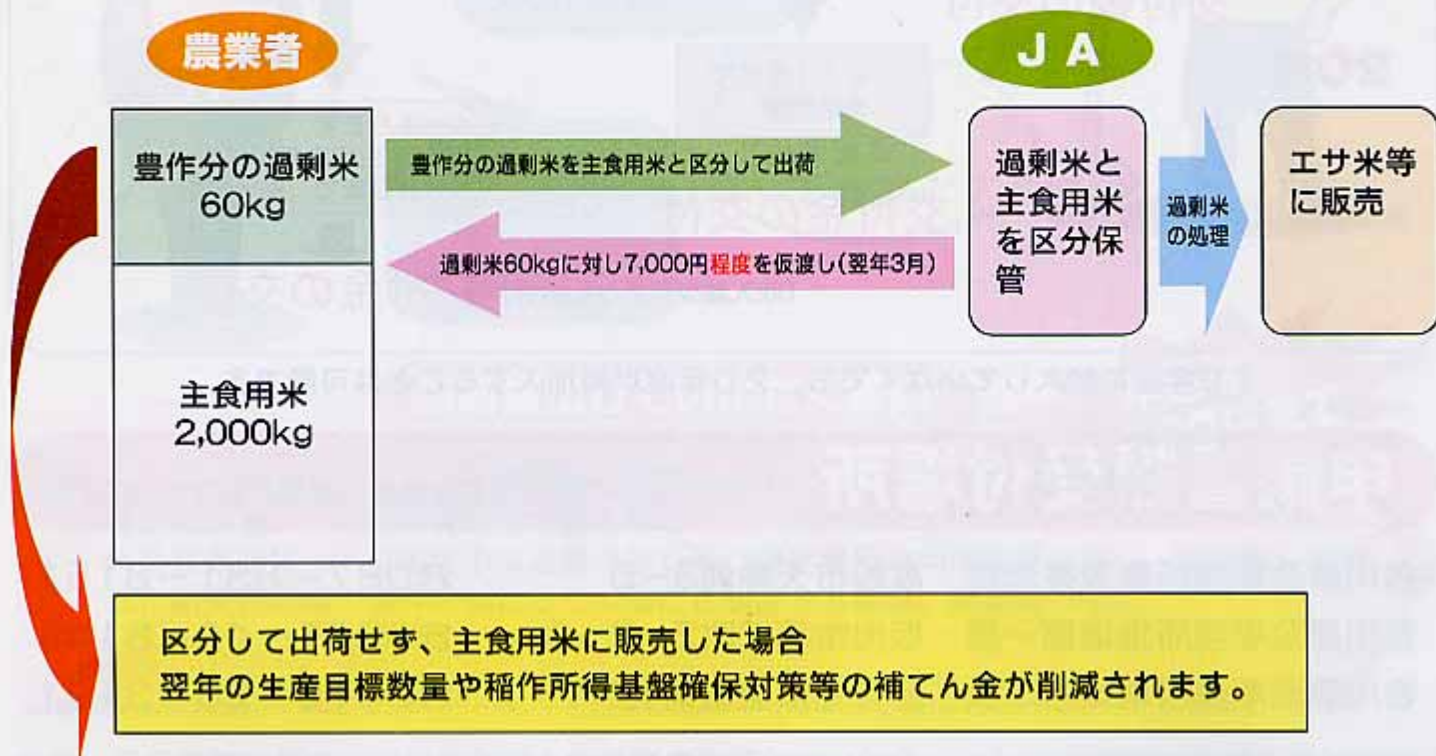
集荷円滑化対策の仕組み

- 全国、香川県とも豊作（全国、香川県とも10月15日現在の作況指数が101以上）の場合、豊作分の過剰米をJAが主食用米と区分保管して処理します。

（例 全国の作況指数が101以上、香川県の作況指数が103で地域の基準単収が500kg/10a、
農業者の水稲作付面積40a、生産確定数量2,000kgの場合）

<過剰米量の算定>

$40a \times 500kg / 10a \times 103$ （香川県の作況指数） $/ 100 -$ 生産確定数量2,000kg = 60kg



※詳細については、最寄りのJAまで、お問い合わせ下さい。